

○岩手県警察管区機動隊の編成に関する訓令について

(平成11年2月26日・岩手県警察本部訓令第1号)

(概要)

この訓令は、管区機動隊の編成等に関する規則（昭和45年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、岩手県警察管区機動隊の編成に関し必要事項を定めるものである。